

第四十八回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録 第 十 九 号

昭和四十年三月十九日(金曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 田川 誠一君

理事 川村 義義君

理事 安井 吉典君

理事 奥野 誠亮君

理事 登坂重次郎君

理事 森田重次郎君

理事 秋山 徳雄君

理事 吉田 賢一君

理事 久保田円次君

理事 藤田 義光君

理事 佐野 憲治君

理事 瀬戸山三男君

理事 森下 元晴君

理事 和爾俊二郎君

理事 門司 亮君

出席政府委員

自治政務次官 高橋 禎一君

自治事務官 松島 五郎君

(大臣官房長)

自治事務官 佐久間 彌君

(行政局長)

委員外の出席者

参議院地方行政委員長 天坊 裕彦君

参 門 員 越村安太郎君

三月十九日

委員門司亮君辞任につき、その補欠として春日

一幸君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員春日一幸君辞任につき、その補欠として門

司亮君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

市町村の合併の特例に関する法律案(内閣提出

第四一号)(参議院送付)

○中馬委員長 これより会議を開きます。

第一類第二号 地方行政委員会議録第十九号

昭和四十年三月十九日

去る十七日参議院から送付されました内閣提出
にかかる市町村の合併の特例に関する法律案を議
題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたしま
す。高橋自治政務次官。

市町村の合併の特例に関する法律案
(趣旨)
市町村の合併の特例に関する法律

第一条 この法律は、市町村行政の広域化の要請
に対処し、市町村の合併を円滑にするため、当
分の間の措置として、市町村の合併について関
係法律の特例を定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「市町村の合併」とは、

二以上の市町村(地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指
定都市を除く。以下同じ。)の区域の全部若し
は一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区
域の全部若しくは一部を他の市町村に編入する
ことと市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村
の合併により設置され、又は他の市町村の区域
の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市
町村の合併によりその区域の全部又は一部が合
併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

(議会の議員の定数に関する特例)

第三条 あらたに設置された合併市町村にあつて
は、地方自治法第九十一条第一項の規定にかか
らず、合併関係市町村の協議により、市町村
の合併後最初に行なわれる選挙により選出され
る議会の議員の任期に相当する期間に限り、同
項に規定する定数の二倍に相当する数をこえな
い範囲でその議会の議員の定数を増加すること
ができる。ただし、議員がすべてなくなつたと

きは、その定数は、同項の規定による定数に復
歸するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した
合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条
の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議に
より、その編入をする合併関係市町村の議会の
議員の残任期間に相当する期間に限り、その区
域の全部又は一部が編入されることとなる合併
関係市町村ごとに、当該編入されることとなる
合併関係市町村の当該編入される区域の人口
(地方自治法第二百五十四条に規定する人口に
よるものとする。以下同じ。)を当該編入をする
合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編
入をする合併関係市町村の議会の議員の定数
(以下「旧定数」という。)に乘じて得た数(〇・五
人未満の端数があるときはその端数は切り捨て
て、〇・五人以上一人未満の端数があるときは
その端数は一人とする。ただし、その区域の全部
が編入されることとなる合併関係市町村におい
てその数が〇・五人未満のときも一人とする。)

の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会
の議員の定数とすることができる。ただし、議
員がすべてなくなつたときは、その定数は、同
条の規定による定数に復歸するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法(昭和二十
五年法律第百号)第十五条第五項及び第七項
の規定にかかわらず、編入された合併関係市町
村ごとにその編入された区域により選挙区が設
けられるものとし、かつ、当該選挙区において
選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合
併関係市町村ごとに前項の規定により算定した
数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合にお
いて行なう選挙に対する公職選挙法の規定の適
用については、同法第百十一条第三項中「地方

自治法第九十一条第四項(議員の定数の増加)
とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律
第三条第二項(編入合併の際の議会の議員の定
数の増加)」と、当該条例施行の日とあるのは
「市町村の合併(市町村の合併の特例に関する法
律第二条第一項の市町村の合併をいう。)の日」
とする。

5 第一項又は第二項の協議については、合併関
係市町村の議会の議決を経るものとし、その協
議が成立したときは、合併関係市町村は、直ち
にその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第四条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の
議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被
選挙権を有することとなるものは、合併関係市
町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き
続き合併市町村の議会の議員として在任するこ
とができる。この場合において、市町村の合併
の際に当該合併市町村の議会の議員である者の
数が地方自治法第九十一条の規定による定数を
こえるときは、同条の規定にかかわらず、当該
数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数
とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてな
くなつたときは、これに応じて、その定数は、
同条の規定による定数に至るまで減少するもの
とする。

一 あらたに設置された合併市町村にあつて
は、市町村の合併後一年をこえない範囲で当
該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入し
た合併市町村にあつては、その編入をする合
併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当
する期間

2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議
が成立した場合には適用しない。

3 前条第五項の規定は、第一項の協議について準用する。

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第五条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、あらたた

一 あらたに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後一年をこえない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間前項の場合においては、農業委員会等に関する

合併市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第三十四条第二項又は第三項の規定の適用がある場合を除いて、前二項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この

場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域としてあらたに置かれる農業委員会に關しては、当該合併市町村は、あらたに設置された合併市町村とみなす。

第三条第五項の規定は、第一項の協議について準用する。

(職員の身分取扱い)

町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならぬ。

合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱ひに關しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

(地方税の不均一課税)

第七条 合併市町村は、

間に地方税の賦課に關し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併關係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く三年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として不均一の課税をすることが出来る。

（地方交付税の額の算定の特例）

第八條 国が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）に定めるところにより毎年度交付する地方交付税の額は、合併市町村については、当該市町村の合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法及びこれに基づく自治省令で定めるところにより、合併関係市町村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定した額とする。

（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

〔災害復旧事業費の国庫負担等の特例〕

第九條 國は、合併市町村が市町村の合併が行なわれた日の属する年及びこれに續く五年以内に生じた災害その他の事由に對する國の財政援助に關し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災

百五十号)その併町令で定める法律及びこれに基づき命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行なわれなかつたものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

（都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例）

第十条 市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合において、都道府県の議会の議員の選挙区に關して必要があるときは、都道府県

2 前項の規定により合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設け、市町村の合併が行なわれた日から次の一般選挙により選挙される当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。

き都道府県の議会の議員の数は、公職選挙法第十五条第七項の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、それぞれ従前の選挙区の人口に比例して定めた数の合計数とする。

3 第一項の規定により従前の選挙区によることとした場合においては、公職選挙法第十八条第一項の規定にかかわらず、選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

（衆議院議員の選挙区に関する特例）

第十一条 衆議院議員の二以上の選挙区にわたつ

第十一条 衆議院議員の二以上の選挙

第十一条 衆議院議員の二以上の選挙区にわたつ

て市町村の合併が行なわれることとなつたときは、公職選挙法第十三条及び同法別表第一の規定にかかわらず、同法別表第一が当該市町村の合併が行なわれた日以後最初に更正されるまでの間、なお従前の選挙区による。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(市町村建設計画の作成等)

第十二条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法第二百五十二条の第二項の規定により、合併協議会を置き、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行なうものとする。

- 2 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 合併市町村の建設の基本方針
- 二 合併市町村の建設の根幹となるべき事業に

関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併協議会の会費及び委員は、地方自治

二百五十二条の第三項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員並びに長及びその他の職員をもつて充てる。

の議員並びに長及びその他の職員をもつて充てる。

4 合併協議会には、前項に定めるもののほか、地方自治法第二百五十二条の三第二項の規定に

かかわらず、規約の定めるところにより、学識経験者を有する者を委員として加えることができる。

(国、都道府県等の協力等)

第十三条 国、都道府県及び公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるために努めなければならない。

2 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性のすみやかな確立に資するため、その統合整備を図るために努めなければならない。

を図るように努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(失効)

第二条 この法律（附則第四条第一項及び第二項、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十条並びに附則第十三条の規定を除く。）は、施行の日から起算して十年を経過した時にその効力を失う。ただし、その時までに行なわれた市町村の合併については、その時以後もなおその効力を有する。

(町村合併促進法の廃止)

第三条 町村合併促進法（昭和二十八年法律第二百五十八号）新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）及び市の合併の特例に関する法律（昭和三十一年法律第六十八号）は、廃止する。

(町村合併促進法の廃止に伴う経過措置)

第四条 旧町村合併促進法第二条第二項の合併町村（同法第三十五条第一項の規定により同法の規定が適用される市、同法第三十六条の規定により同法の規定が適用される町村及び同法第三十七条第一項の規定により同法の規定が適用される市を含む。以下「合併町村」という。）及び旧新市町村建設促進法第二十八条第四項（同法第二十九条第七項（同法第八項において準用する場合を含む。）若しくは第三十条第二項において準用し、又は同法第二十九条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受けた市町村（以下「旧町村合併促進法適用新市町村」という。）で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第十一条の六、第十九条若しくは第二十条の規定の適用若しくは準用を受け、又はこれらの規定の例によつていふものに係るこれらの規定による一部事務組合等に関する特例、水産業協同組合法の特例又は農地法の特例に關しては、なお従前の例による。

2 旧新市町村建設促進法第二十七条第十二項の

規定の適用を受けた市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の規定の準用を受けているものに係る当該規定による農地法の特例に關しては、なお従前の例による。

3 合併町村、旧町村合併促進法第三十四条の規定の適用を受けた市町村及び旧町村合併促進法適用新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧町村合併促進法第二十条の二の規定の適用若しくは準用を受け、又はその例によることとなつていふものに係る当該規定による国の財政援助の特例に關しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に生じた災害その他の事由に對するものに限り、なお従前の例による。

4 昭和三十六年一月一日以後に旧町村合併促進法適用新市町村となつた市町村に係る旧町村合併促進法第二十条の二の規定による国の財政援助の特例に關しては、前項の規定にかかわらず、旧町村合併促進法適用新市町村となつた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に對するものに限り、なお従前の例による。

(新市町村建設促進法の廃止に伴う経過措置)

第五条 旧新市町村建設促進法第二条第一項の新市町村（同法第二十八条第五項（同法第二十九条第七項（同法第八項において準用する場合を含む。））において準用し、又は同法第二十九条の二第二項において適用する場合を含む。以下同じ。）第三十条又は第三十条の二の規定により同法の規定が適用される市町村を含む。以下「新市町村」という。）で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十二條又は第二十三條及び附則第六項（同法附則第七項において読み替へて適用する場合を含む。以下同じ。）の適用を受けているものに係るこれらの規定による地方税法の特例又は地方交付税法の特例に關しては、昭和四十一年度までの年度に限り、なお従前の例による。

2 新市町村で、この法律の施行の日の前日において、なお旧新市町村建設促進法第二十四条又は第二十五条の規定の適用があることとなつていふものに係るこれらの規定（同法第二十五条第三項から第六項（同法第八項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定を除く。）による国有財産特別措置法の特例又は国有林野法の特例に關しては、昭和四十一年六月二十九日までの間に限り、なお従前の例による。

3 新市町村で、この法律の施行の日の前日まで旧新市町村建設促進法第二十五条第一項の規定により国有林野の売却を受け、若しくは同法第八項の規定の適用を受けたもの又は前項の規定により従前の例により国有林野の売却を受けたもの及び合併町村又は旧町村合併促進法第三十四条（同法第三十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた市町村で、旧新市町村建設促進法による改正前の町村合併促進法第十七条第一項の規定により国有林野の売却を受けたものに係る旧新市町村建設促進法第二十五条第三項から第六項まで（同法附則第八項において適用する場合を含む。）の規定による国有林野の経営の承認等に關しては、なお従前の例による。

4 昭和三十七年四月一日以後に旧新市町村建設促進法第二十八条第五項の規定の適用を受けた新市町村の昭和四十二年分以降の地方交付税の算定に關しては、当該市町村が新市町村となつた日の属する年度及びこれに続く五年度に限り、同法による改正前の町村合併促進法第十五条の規定の例による。

(市の合併の特例に關する法律の廃止に伴う経過措置)

第六条 旧市の合併の特例に關する法律の適用又は準用を受けた市町村に係る同法第三条（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定による特例に關しては、なお従前の例による。（議会の議員の定数の特例に關する経過措置）

第七条 市町村で、この法律の施行の日から当該市町村の議会の議員の一般選挙が行なわれるまでの間に、他の市町村の区域の全部又は一部を編入する市町村の合併をはじめて行なうとするものが、この法律の施行の日前最近に行なわれた当該市町村の議会の議員の一般選挙の日からこの法律の施行の日の前日まで他の市町村の区域の全部の編入（当該編入に際し、附則第十条の規定による改正前の新産業都市建設促進法（昭和三十一年法律第六十七号）第二十四条、附則第十二条の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法（昭和三十一年法律第六十六号）第十三条若しくは旧市の合併の特例に關する法律附則第五項において準用する同法第三条の規定によりその例によることとされる旧町村合併促進法第九條第一項若しくは第二項の規定を適用し、又は地方自治法第九十一条第四項の規定に基づきその議会の議員の定数を増加した場合の編入を除く。以下「旧編入」という。）を行なつた市町村であるときは、当該市町村の合併の際に限り、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相當する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域ごとに、当該編入される区域及び旧編入に係る区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口から旧編入に係る区域の人口を差し引いた人口で除して得た数を旧定数に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域においてその数が〇・五人未満のときは一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができ、ただし、議員がすべてなくなつたときは、

その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 前項の規定は、第三条第二項又は第四条第一項（第二号に関する部分に限る。）の協議が成立した場合に適用しない。

3 第三条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「編入された合併関係市町村」とにその編入された区域により」とあるのは「編入された合併関係市町村の編入された区域及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域」とにそれらの区域により」と、「編入された合併関係市町村」とに前項の規定により」とあるのは「編入された合併関係市町村の編入された区域及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域」とにそれらの区域により」とである。

入された合併關係市町村及び附則第七條第一項にいう旧編入に係る区域ごとに同項の規定により」と、同條第四項中「市町村の合併の特例に関する法律第三條第二項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律附則第七條第一項」と、同條第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「附則第七條第一項」と読み替へるものとする。

(自治省設置法の一部改正)

第八條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三條の二を削り、第二十三條の三から第二十三條の六までを一條ずつ繰り上げる。

附則第六項中「第二十三條の六」を「第二十三條の五」に改める。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
 第九条 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。
 附則第二項第二号中「基いて」の下に「昭和四十一年三月三十一日までに」を加える。
 （新産業都市建設促進法の一部改正）

第十條 新産業都市建設促進法の一部を次のよう
に改正する。

第二十四條及び第二十五條を削り、第二十六
條を第二十四條とする。

（新産業都市建設促進法の一部改正に伴う経過

第十一條 この法律の施行の日の前日までに前条の規定による改正前の新産業都市建設促進法第二十四条及び第二十五条の規定の適用を受けた市町村に係るこれらの規定による特例に關しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに行なわれる新産業都市建設促進法第二十三条の市町村合併については、前条の規定による改正前の同法第二十四条及び第二十五条の規定の例による。この場合においては、当該市町村合併については、この法律は適用しない。

(工業整備特別地域整備促進法の一部改正)
第十二条 工業整備特別地域整備促進法の一部を次のように改正する。
第十三条及び第十四条を削り、第十五条を第十三条とする。
(工業整備特別地域整備促進法の一部改正に伴う経過措置)
第十三条 この法律の施行の日の前日までに前条

の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法第十三条及び第十四条の規定の適用を受けた市町村に係るこれらの規定による特例に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに行なわれる工業整備特別地域整備

市町村の合併の特例に関する法律案

附則

（参議院送付案中同院修正に係る条文を
掲ぐ。小字及び——は修正

(失効)

第二條 この法律（附則第四條第一項及び第二項、附則第五條第三項、附則第六條、附則第十二條並びに附則第十三條の規定を除く。）は、施行の日から起算して十年を経過した時にその効力を失ふ。ただし、その時までに行なわれた市町村の合併については、その時以後もなおその効力を有する。

（議会の議員の定数の特例に關する経過措置）

ととなると合併関係市町村の当該編入される区域及び旧編入に係る区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口から旧編入に係る区域の人口を差し引いた人口で除して得た数を旧定数に乗じて得た数（○・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、○・五人以上二人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域においてその数が○・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができ。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとす。

② 前項の規定は、第三条第二項又は第四条第一項（第二号に関する部分に限る。）の協議が成立した場合には適用しない。

3 第三条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「編入された合併関係市町村

ごとにその編入された区域により」とあるのは「編入された合併関係市町村の編入された区域及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごとにそれらの区域により」と、「編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により」とあるのは「編入された合併関係市町村及び附則第七

条第一項にいう旧編入に係る区域ごとに同項の規定により」と、同条第四項中「市町村の合併の特例に関する法律第三条第二項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律附則第七条第一項」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

附則第六項中「第二十三条の六」を「第二十三条の五」に改める。

第九條 地方自治法の一部を次のように改正する。

附則第二十條の三「同条第一項第一号」を「前条」に改め、同条を附則第二十條の四とする。

附則第二十條の二の次に次の一条を加える。

第二十條の三 第七條第一項の規定による関係市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市を設置する処分又は第八條第三項の規定による町村を市とする処分については、昭和四十二年三月三十一日までにその申請がなされたものに限り、同条第一項第一号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の人口に関する要件は、四万以上とする。ただし、地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十三号）附則第二項の規定によることを妨げるものではない。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第九條 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「基いて」の下に「昭和四十一年三月三十一日までに」を加える。

（新産業都市建設促進法の一部改正）

第十條 新産業都市建設促進法の一部を次のように改正する。

第二十四條及び第二十五條を削り、第二十六條を第二十四條とする。

（新産業都市建設促進法の一部改正に伴う経過措置）

第十一條 この法律の施行の日の前日までに前条の規定による改正前の新産業都市建設促進法第二十四條及び第二十五條の規定の適用を受けた市町村に係るこれらの規定による特例に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに行なわれる新産業都市建設促進法第二十三條の市町村合併については、前条の規定による改正前の同法第二十四條及び第二十五條の規定の例による。この場合においては、当該市町村合併については、この法律は適用しない。

（工業整備特別地域整備促進法の一部改正）
第十二條 工業整備特別地域整備促進法の一部を次のように改正する。

第十三條及び第十四條を削り、第十五條を第十三條とする。

（工業整備特別地域整備促進法の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 この法律の施行の日の前日までに前条の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法第十三條及び第十四條の規定の適用を受けた市町村に係るこれらの規定による特例に関しては、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに行なわれる工業整備特別地域整備促進法第十二條の市町村合併については、前条の規定による改正前の同法第十三條及び第十四條の規定の例による。この場合においては、当該市町村合併については、この法律は適用しない。

○高橋（議）政府委員 ただいま議題となりました市町村の合併の特例に関する法律案につきまして、提案の理由並びにその内容の概要を御説明申し上げます。

市町村がその事務を能率的に処理し、住民の福祉を増進するため、その規模の適正化をはかることは、地方自治を確立する上に最も重要な事項であります。

政府におきましては、昭和二十八年に制定された町村合併促進法の趣旨を体し、全国的な計画を立てて町村の合併を推進し、ほぼその計画どおり合併の実現を見ましたことは、御承知のとおりであります。町村合併促進法が失効しました後は、新市町村建設促進法により新市町村の育成をはかってまいりましたが、現在におきましてもなお引続き、新市町村の内容の充実とその基盤の安定に努力することが肝要であると存じます。

件（急激な変化及び地域開発に関する諸施策の進展に伴いまして、新たに市町村の合併を必要とする事情が生じた地域もありますので、それらの事情に対処するため、昭和三十一年に市の合併の特例に関する法律が制定され、また、新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法におきましても、それぞれ指定地域内の市町村の合併について関係法律の特例が規定されたのであります。最近に至りまして、市町村行政の広域化の要請はさらに高まり、これらの法律が適用されない場合におきましても、地域によっては市町村の合併が要望され、その合併が適当であると思われるものが多く出てまいりましたのであります。

このようないろんな事情にかんがみまして、市町村がそれぞれの地域の特性に応じ自主的に合併をしようとする場合に、その実現を円滑ならしめるため、ひろく市町村の合併一般について、所要の特例措置を講じておくことが必要であると考えられるに至つたのであります。これが、この法律案を提案する理由であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、この法律は、政令指定都市以外の市町村におけるすべての合併に適用することとしたのであります。

第二は、市町村の合併に関し、町村合併促進法、市の合併の特例に関する法律、新産業都市建設促進法等においてとられたものとほぼ同様の関係法律の特例措置を講ずることとしたのであります。

特例措置の第一は、市町村の議会の議員の任期及び定数の特例でありまして、おおむね市の合併の特例に関する法律等と同様であります。ただ、新設合併の場合に関係市町村の議会の議員が引き続き在任することのできる期間を一年以内とし、また、編入合併の場合に編入される区域において増員選挙を行なうときには、編入をする区域と編入される区域との人口の比率に応じて議員が選出されることとなるようにいたしました。

次に、農業委員会の委員の任期及び定数、職員的身分取り扱い、地方税の不均一課税、地方交付税の算定がえ、災害復旧事業費の国庫負担、都道府県議会の議員の選挙区、衆議院議員の選挙区については、市の合併の特例に関する法律等と同様の特例措置を講ずることとしたのであります。

第三は、合併をしようとする市町村は、合併協議会を置くものとし、この協議会において市町村建設計画の作成及び合併に関する協議を行なわせることとしたのであります。

第四は、国、都道府県及び公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるようにつとめなければならないこと及び合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、その統合整備をはかるようにつとめなければならないこととしたのであります。

第五は、この法律の制定に伴い、町村合併促進法、新市町村建設促進法及び市の合併の特例に関する法律は廃止し、新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法中の合併の特例措置に関する規定は削除してこの法律に吸収することとするほか、関係法律について規定の整理をいたしますとともに所要の経過措置を講ずることとしたのであります。

なお、この法律の有効期間は、その特例法たる性格にかんがみ、十年間とすることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由並びに内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中馬委員長 以上で本案についての提案理由の説明は終わりました。

なお、本案は参議院の修正を経た議案でありますので、その修正の趣旨について説明を求めます。参議院地方行政委員長天坊裕彦君。

○天坊参議院議員 私は、ただいま議題となつております市町村の合併の特例に関する法律案について、参議院における修正箇所を御説明申し上げ

ます。

以下、修正の趣旨及びその内容の概要を申し述べます。

修正の内容といたしますところは、最近における市町村の人口の実態にかんがみまして、市となるべき普通地方公共団体の要件のうち、人口要件について臨時の特例を設けようとするものであります。御承知のように、市となるべき普通地方公共団体の人口要件は、地方自治法第八条第一項第一号におきまして、人口五万以上を有することと規定されているのでありますが、この要件は、以前は、人口三万以上を有することと定められておりましたのを、昭和二十九年六月に同条の改正が行なわれまして、現在このようになっております。

このときの改正の理由とするところは、当時町村合併を促進しまして、町村の規模を適正化したしますとともに、市についても、さらにその規模を拡大することが必要であると認められたこととあったのであります。なお、その際、経過措置として、この改正規定の施行の際、現に定められている知事の全体計画に基づいて処分の申請がなされた場合等特定の場合に限り、従前の例によることとされたのであります。

しかしながら、その後、昭和三十三年四月に、当時の市町村の実情にかんがみまして、臨時にこの人口要件五万以上の緩和をはかることとしたし、人口三万以上を有することをもって市となることができの特例を定めることとし、同年九月三十日まで処分の申請がなされたものに限り、その措置を講ずることとしたのであります。したがって、その後におきましては、法のたてまえ上、市の人口要件は、五万以上となっているのであります。

以上申し述べました経緯からいたしまして、現在におきましては、市の人口規模は、人口五万以上のもの二百八十一、四万以上五万未満のもの百十三、三万以上四万未満のもの百五十三等というような状況であり、また一方には、三万以上ある

いは四万以上の人口規模を持つ町村もかなり存在しているのであります。

今回提出されました政府原案が成立し、今後市町村の合併が行なわれる場合におきましては、合併関係町村においては、人口五万以上の要件を満たすことはできないにいたしましたが、行政水準の向上のため、市となるべき期待を強く持つものも出てくるものが十分予想されるのであります。また、比較的大規模の人口を持つ町村におきましても、同様な趣旨により市制施行の期待を持つものもあると考えられるのであります。

以上のような事情のもとにおきまして、さきに申し述べました最近の市町村の人口の実態を勘案し、また、特に既存の市と今後市となるべきものとの人口規模の均衡という面を考慮いたしますとき、現行制度における市となるべき普通地方公共団体の人口要件である人口五万以上は、厳に過ぎるものと考えるのでありまして、この際、臨時の特例措置として、これを緩和する必要があることを痛感するものであります。

このような必要を満たすため、政府原案に対して修正を加え、昭和四十二年三月三十一日までに処分の申請がなされたものに限り、市となるべき普通地方公共団体の人口要件を四万以上に引き下げまして、この特例規定を地方自治法附則に設けるものとし、その旨の改正を政府原案の附則において行なつたのでございます。

以上が修正の趣旨及びその内容の概要でございます。

○中馬委員長 以上で修正の趣旨説明は終わりました。

なお、本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二分散会

昭和四十年三月二十五日印刷

昭和四十年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局